

特定重要病害虫の検疫

農産物の輸入は、近年、量・種類ともに大幅に増加しており、また、輸送方法も多様化、迅速化している。このような状況のなかで、より効果的、且つ迅速に検疫を進めるには個々の病害虫の重要度と特性に応じた検疫を行う必要があり、そのために、わが国にとって特に重要な病害虫を対象に昭和53年12月に「特定重要病害虫検疫要綱」が制定された。以来7年が経過し所期の効果をあげているので、その概要を紹介する。

特定重要病害虫の選定 わが国に未発生の病害虫のなかから寄主範囲、加害様式、食性、増殖能力、環境適応性などを考慮して、特に重要と認められる病害虫をリストアップし、このうちから、植物検疫対象病害虫検討会（農蚕園芸局長主催、試験研究機関と大学の研究者・植物検疫の学識経験者で構成）で検討し特定重要病害虫が選定された。

現在42種（病害14種、害虫28種）が定められているが、今後、諸外国での研究成果、発生情報などが収集され次第、順次追加することとしている。

特定重要病害虫の検査 「要綱」に各病害虫の発生地域、検査対象植物、検査・同定方法、発見さ

れた場合の措置が定められており、これに基づいて検査を行っている。2、3の例を紹介すると次のとおりである。



生果実の切開調査

火傷病菌 発生地域から対象植物が輸入された場合、まず凋れ、褐変、黒変、水浸状、かいう、外層組織の赤変、細菌粘液の漏出などの確認を綿密に行い、いずれかの病徴が認められた場合、選択培地を用いて菌の分離を行う。形成されたコロニーの観察を行い、本病菌特有のクレーターが認められた場合には、さらに抗血清による確認を行う。このようにして火傷病菌と同定された場合には、当荷口は全量焼却などの措置がとられる。



輸入種子のプロッター法による検査

メキシコミバエ 発生地域のメキシコからマンゴウ生果実が輸入された場合、産卵痕、変色及び腐敗斑、奇形果、弾力の違いなどについて入念な検査を行い、異常果が認められたら切開調査を行う。幼虫が発見されたら、脚の有無、体節の数、頭

部のキチン化の有無、前・後気門の位置と形態、感覚器の有無、腹部微棘の位置などにより同定を行い、メキシコミバエと判定された場合には、その荷口は全量焼却などの措置がとられる。

このほか、ウイルス、ウイロイドについては指

標植物への接種検定、電子顕微鏡、電気泳動法などにより、また、種子についてはプロッター法などにより精密な検査を行っている。

標本の収集 特定重要病害虫を対象とした検査の実施に際しては、それぞれの形態、生理的特徴を正しく把握することが必要である。このため、海外から標本の分譲をうけるなどして、横浜植物防疫所調査研究部において保存している。

特定重要病害虫の発見状況 「要綱」が制定されてから昭和60年12月までの間に、輸入検疫で発見された特定重要病害虫は表に示すとおり病菌3種、害虫13種が発見されている。

特定重要病害虫については以上のように厳重な輸入検査を実施しているが、万一の侵入に備えて植物防疫所では、早期発見・早期防除の体制作りを推進している。

特定重要病害虫発見状況 (昭和53年12月～60年12月)

発見病害虫名	寄主植物名	輸出国	発見回数
〈病菌〉 <i>Colletotrichum capsici</i>	トウガラシ種子、生果実、乾果、コダチトウガラシ生果実	韓国、台湾、フィリピン、タイ、フランス、アメリカほか5ヶ国	250
<i>Fusarium solani</i> f. sp. <i>cucurbitae</i>	カボチャ、キュウリ種子	アメリカ	2
<i>Erwinia amylovora</i> (火傷病菌)	ボケ、ホザキナナカマド苗木	中国	2
〈害虫〉 <i>Anastrepha fraterculus</i> (ミナミアメリカミ/バエ)	コーヒー、パンジロウ、マンゴウ、モンピン生果実	メキシコ、コロンビア、ブラジル	14
<i>Anastrepha ludens</i> (メキシコミ/バエ)	マンゴウ、グレープフルーツ生果実	メキシコ	4
<i>Rhagoletis pomonella</i> (リンゴミ/バエ)	リンゴ生果実	カナダ	1
<i>Anarsia lineatella</i> (モモキ/バガ)	アンス生果実	アメリカ	1
<i>Hypera postica</i> (アルファルファタコゾウムシ)	ベイマツ切枝、ブドウ、ザクロ生果実、セロリー、タマネギ、レタス	アメリカ	12
<i>Otiorynchus sulcatus</i> (キンケクチブトゾウムシ)	アスティルベ属苗、ユリ球根、アボガド生果実、カエデ材、キイチゴ、シャクナゲ苗木	オランダ、イギリス、アメリカ、デンマーク、ニュージーランド	9
<i>Pantomorus cervinus</i> (フラーバラゾウムシ)	アンスリウム切花、テロベリア切花、カンキツ類、ザクロ、ブドウ生果実	ハワイ、ニュージーランド、アメリカ	7
<i>Dendroctonus brevicornis</i> (アメリカマツノコキイムシ)	ボンデローザバイン材	アメリカ	20
<i>Dendroctonus ponderosae</i> (アメリカマツノキイムシ)	ホワイタバイン、ボンデローザバイン、ロジポールバイン、マツ属材	カナダ、アメリカ	125
<i>Scolytus multistriatus</i> (セスジキイムシ)	ニレ、ニレ属材	イギリス	2
<i>Scolytus scolytus</i> (ヨーロッパニレノキイムシ)	ケヤキ、ニレ、ニレ属材	ベルギー、フランス	5
<i>Blissus leucopterus</i> (アメリカカコバネナガカメムシ)	アロエ樹木、クルミ材	アメリカ	2
<i>Diabrotica undecimpunctata</i> (ジュウイチホシウリムシ)	セロリー、レタス	アメリカ	3

輸入禁止対象害虫「ミカンネモグリセンチュウ」の取扱い改正

ミカンネモグリセンチュウの発生国から、その寄主植物の地下部(根、塊根、塊茎、球根等)の輸入は禁止されていた。

しかし、最近の学術報告で従来は1種類のミカンネモグリセンチュウとして記載されていた本種が、カンキツ類に寄生する *Radopholus citrophilus* と、同植物に寄生しない *Radopholus similis* の2種に分けられた。このため、農林水産省では昭和61年3月関係省令の一部改正を行った。これにより、*Radopholus citrophilus* については、発生国からの寄主植物の地下部は従来どおり輸入禁止の措置が継続された。

一方、*Radopholus similis* はカンキツ類には寄生しないもののわが国未発生であり、アンスリウムなどの観賞植物などに被害を与えることが知られていることから、本線虫を特定重要病害虫

に指定した。これにより、*R. similis* の発生地から寄主植物をわが国へ輸出する場合には輸出国において栽培地検査や輸出検査を行い、本線虫の存在を認めなかった旨、植物検疫証明書に追記することを農林水産省から本線虫の発生国あて要求した。また、輸入時には、加温ベールマン法などによる厳重な検査を行い、本線虫が検出された場合には廃棄措置が講じられる。

なお、当該線虫が発見された場合は輸出国の植物検疫当局に通報し、輸出国において検査の徹底を図るよう注意を喚起することとしている。

線虫名(学名)	主な発生地域	主な寄主植物	検査上の措置
<i>Radopholus citrophilus</i>	アメリカ合衆国及びハワイ諸島	カンキツ類、パンジロウ属、サツマイモ、バインアップルなどの地下部	輸入禁止
<i>Radopholus similis</i>	アジア、ヨーロッパ、北米、中南米、アフリカ州、大洋州など	アンスリウム、バナナ、ココヤシ、サトウキビなどの地下部	寄生が認められた植物は廃棄